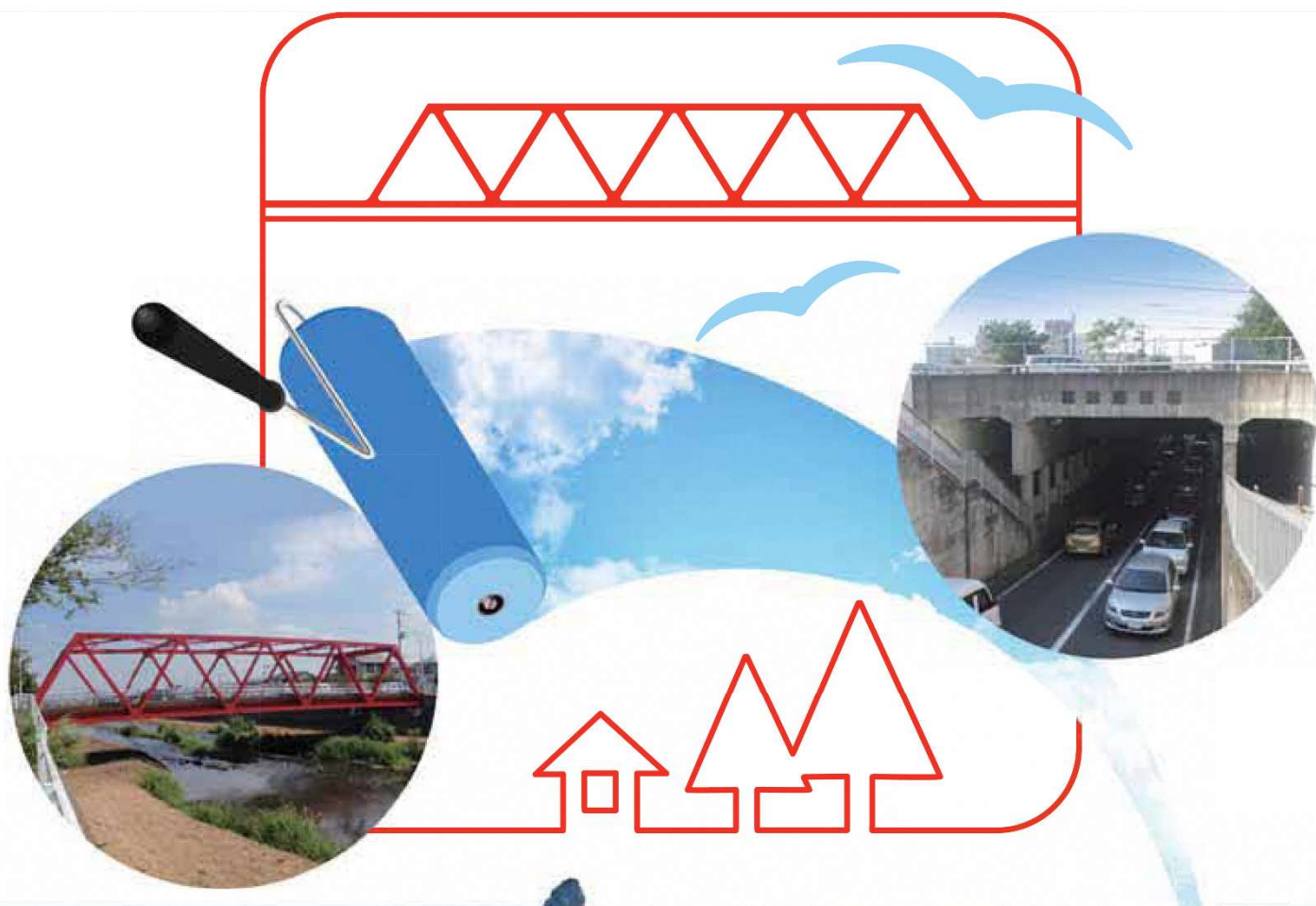


# 茅ヶ崎市 橋りょう等長寿命化修繕計画

令和3年度検証



令和4年3月 茅ヶ崎市

## 「茅ヶ崎市橋りょう等長寿命化修繕計画（平成 25 年（2013 年）8 月策定）」の検証について

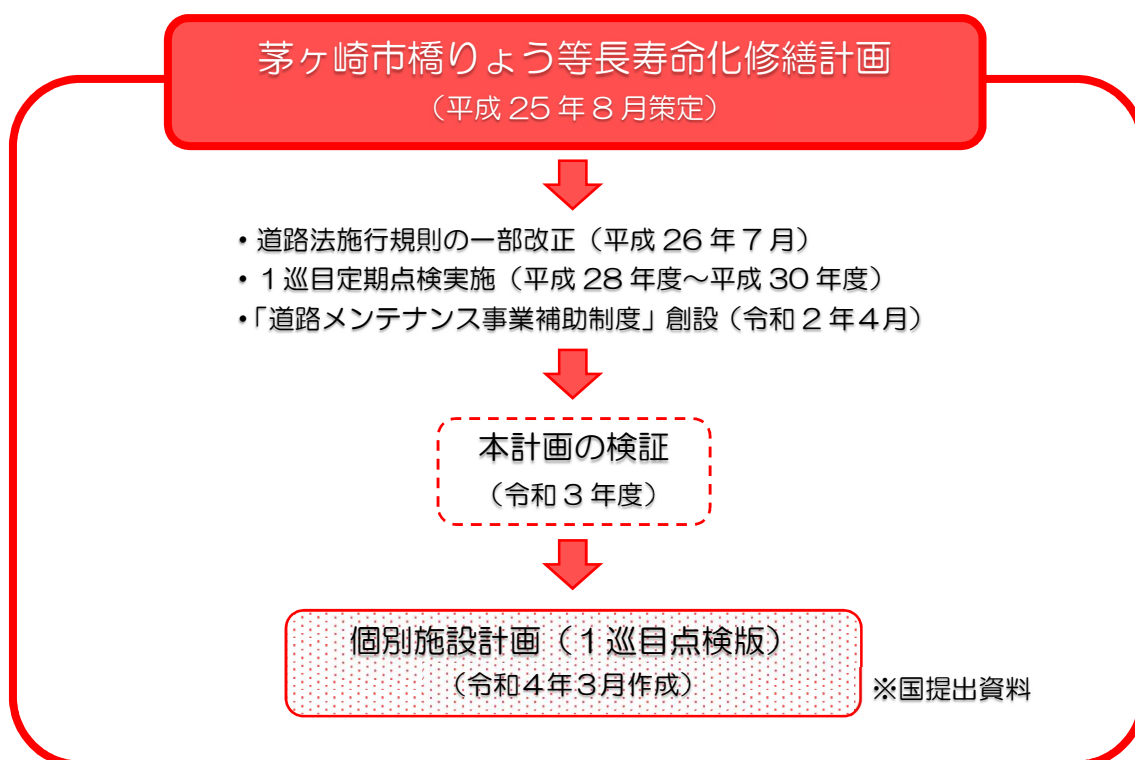
### 1. 背景

平成 25 年 8 月に策定した「茅ヶ崎市橋りょう等長寿命化修繕計画（以下、「本計画」という。）」に定められた PDCA サイクルに基づき、検証及び改定を行うものです。

本市は、平成 25 年 8 月に本計画を策定し、これまで橋りょう等の定期点検及び修繕工事を実施してきました。国においては、平成 26 年 7 月に道路法施行規則の一部を改正し、道路管理者に対して、管理する橋長 2m 以上の全ての橋りょう等を 5 年に 1 回、近接目視により定期点検を行うことを義務付けました。そのため、本市では、平成 28 年度から平成 30 年度に管理する橋りょう等 76 橋について、1 巡目の定期点検を実施しました。点検結果としては、緊急に措置を講ずべき状態の IV 判定の橋りょう等はありませんでした。

また、国においては、1 巡目の定期点検後、全国的に橋りょう等の修繕が遅れている状況を踏まえ、早急に対策を実施できるように、平成 31 年 2 月に「道路橋定期点検要領（国土交通省道路局）」の策定及び令和 2 年 4 月に「道路メンテナンス事業補助制度」を創設しました。「道路メンテナンス事業補助制度」の対象事業の要件としては、「長寿命化修繕計画（個別施設計画）」に位置付けられている事業である必要があります。

本計画では、新たな点検の結果を得た場合や国の指針や補助基準の改定等があった場合は、必要に応じて、計画の検証及び改定を行うこととしていますので、前述のとおり、1 巡目の点検結果を得たこと、道路法施行規則の一部改正及び「道路メンテナンス事業補助制度」の創設を踏まえ、本計画の検証及び改定を行います。なお、国の「道路メンテナンス事業補助制度」の補助を充当するために、必要事項を記載した資料を国へ提出する必要があることから、検証結果をもとに別途「個別施設計画（1 巡目点検版）」をとりまとめます。




## 2. 検証に伴う時点修正

### (1) 対象橋りょう等

平成 25 年 8 月に策定した本計画の「第 1 章の 6. 長寿命化修繕計画の対象構造物」では、対象橋りょう等を 63 橋としていましたが、平成 26 年 7 月の道路法施行規則の一部改正により、橋長 2m 以上の橋りょう等が対象となったこと及び国より移管を受けた横断歩道橋などの追加により、対象橋りょう等が 76 橋に変更となります。対象橋りょう等の数の変更点を表 1 に示します。

表 1 対象橋りょう等の数の変更点

	橋りょう	横断歩道橋	地下道	合計
平成 25 年度 (2013 年度) 橋りょう等長寿命化修繕計画	59	1	3	63
				
令和 3 年度 (2021 年度) 検証時点	70	3	3	76

## (2) 健全性の把握

平成 25 年 8 月に策定した本計画の「第 2 章の 2. 管理対象橋りょうの現状把握」では、「橋梁定期点検要領（案）平成 16 年 3 月（国土交通省 国道・防災課）」に基づき、平成 21 年度～平成 23 年度に実施した点検結果にて健全性の把握をしています。一方で、平成 26 年 7 月の道路法施行規則の一部改正により、対策区分及び判定区分が変更されたため平成 27 年 4 月に策定された「神奈川県市町村版定期点検要領」に基づき、平成 28 年度～平成 30 年度に実施した点検結果にて健全性の把握をします。対策区分及び判定区分の変更点は表 2-1 に示すとおりであり、1 巡目点検の健全性診断結果については、緊急に措置を講ずべき状態のⅣ判定は無し、早期に措置を講ずべき状態のⅢ判定が 6 橋、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態のⅡ判定が 28 橋、構造物の機能に支障が生じていない状態のⅠ判定が 41 橋でした。本計画の策定時点と 1 巡目の定期点検結果を比較すると、健全性の診断結果（※）は大きく変わっていない状況でした。参考に健全性の診断区分を表 2-2 に示します。

※参照：個別施設計画（1 巡目点検版）P.9～13 表中の「直近の点検結果・健全性」

表 2-1 対策区分及び判定区分の変更点

平成 16 年（2004 年）3 月 橋梁定期点検要領（案）		平成 27 年（2015 年）4 月 神奈川県市町村版定期点検要領		
対策区分	判定区分内容	対策区分	判定区分内容	健全性診断区分
E1	緊急対応の必要あり（構造的安全性：落橋等）	E1	橋梁構造の安全性の観点から緊急対応の必要がある。	Ⅳ
E2	緊急対応の必要あり（その他：第三者被害等）	E2	その他、緊急対応の必要がある。	
S	詳細調査の必要がある	S	詳細調査又は追跡調査を行う必要がある。	Ⅲ
C	速やかな（5 年程度以内）補修等の必要あり	1	安全性が著しく損なわれており、早急な補修が必要である。	
		2	速やかに補修等を行う必要がある。	
M	日常的維持管理で対応する必要あり	M	維持工事で対応する必要がある。	Ⅱ
B	軽微な損傷（5 年程度以内に補修を行う必要はない）	3	予防保全の観点から状況に応じて補修を行う必要がある。	
		4	損傷が軽微であるが、状況に応じて補修を行う必要がある。	
A	損傷なし、補修は不要	5	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。	Ⅰ

表 2-2 健全性の診断区分

区分		状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期（5年以内）に措置を講ずべき状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。

(3) 管理水準

管理水準は、健全性 I を基本とします。橋りょう等が老朽化した際は、小規模修繕又は大規模修繕を行い、健全性 I に回復させます。

(4) 管理方針

平成 25 年 8 月に策定した本計画の「第 2 章の 3. 橋りょうの維持管理方針と管理水準の設定」では、管理方針を予防保全型、事後保全型、更新前提型の 3 つの区分としていましたが、平成 26 年 7 月の道路法施行規則の一部改正を踏まえ、国土交通省道路局が作成した「道路橋定期点検要領（平成 31 年 2 月）」にて、III 判定の橋りょう等は、5 年以内に措置を講ずべきと変更されたため、更新前提型は事後保全型に包括し、予防保全型、事後保全型の 2 つの区分とします。管理方針の変更点を表 4 に示します。

表 4 管理方針の変更点

平成 25 年度（2013 年度） 橋りょう等長寿命化修繕計画		令和 3 年度（2021 年度） 検証時点	
管理方針	内容	管理方針	内容
予防保全型	定期点検により損傷程度が軽微な段階（M、B 判定）で、小規模な修繕を行い、健全度を保持する維持管理方法  【重要度が高く、規模の大きい橋りょう等】	予防保全型	健全性が II 判定となった段階で予算の範囲内で修繕を実施  【基本は予防保全型の管理とする】
事後保全型	定期点検により損傷程度が修繕すべき段階（C 判定）になった時点で、比較的大規模な修繕を行う維持管理方法。  【比較的重要度の低い橋りょう等】	事後保全型	健全性が III 判定となった段階で、5 年以内に優先して修繕を実施  【溝橋や第三者被害のおそれの無い単径間の床版橋等で、構造特性や周辺状況により、大規模修繕を行う際の社会的影響が小さいと判断した橋りょう等】
更新前提型	定期点検により安全性の確認を行うが、基本的に修繕を実施せず、架け替えを前提とする維持管理方法。  【雨水幹線ならびに用水路等に架かる橋長 5m 前後の小規模橋りょう等】		

#### (5) 修繕の優先順位に関する基本的な方針

平成 25 年 8 月に策定した本計画の「第 2 章の 4. 今後の維持管理シナリオの設定」にて対策優先順位を決定していましたが、平成 26 年 7 月の道路法施行規則の一部改正を踏まえ、平成 28 年度～平成 30 年度に実施した 1 巡目の点検結果及び平成 25 年 8 月に策定した本計画の優先度指標に基づき、対策が必要な橋りょう等の優先順位を決定します。

#### (6) 今後の取り組み

前述の「(5) 修繕の優先順位に関する基本的な方針」にて、決定した優先順位に基づき、今後、橋りょう等の修繕（※）を実施していきます。

※参照：個別施設計画（1 巡目点検版）P. 9～13 表中の「修繕内容」

### 3. PDCA サイクルに基づく検証結果

本計画の検証に伴い時点修正となる箇所は、前述の「2. 検証に伴う時点修正」で検証した結果のとおり、平成 26 年 7 月の道路法施行規則の一部改正に伴う変更であり、基本的な考え方に変更は生じていません。このため、本計画の改定は行わず、引き続き、平成 25 年 8 月に策定した本計画の方向性のもとで、「個別施設計画（1 巡目点検版）」に基づき事業を実施してまいります。

茅ヶ崎市 建設部道路管理課 補修担当  
住所：茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号  
電話：0467-82-1111